

## 地域主体の生活交通確保補助金交付要綱

令和3年12月6日決定

令和5年3月24日改正

令和6年3月29日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の共助による生活交通の確保のため、地域の特性に応じた運送サービスを実施するに当たり必要な経費を補助するため、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域団体

地域活動に取り組むことを主たる目的として、多くの住民に支持され、自治会、町内会、その他の地域住民が組織する団体により構成されるものをいう。

(2) 自家用有償旅客運送[交通空白地有償運送]

道路運送法第79条に基づき、自家用車を用いて提供する運送サービスのうち、道路運送法施行規則第51条第1項に定めるものをいう。

(3) 無償運送

道路運送法における許可又は登録を要しない運送サービスをいう。

(4) 実証運行

運行に必要な準備を事前に行ったうえで地域団体が持続的な運行が可能かを検証するために実際に利用者を乗せて車両を走らせることをいう。

(5) 本格運行

実証運行の結果、地域団体が持続的な運行を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、採算面や道路状況等から交通事業者の参入が困難な地域において、当該地域を所管する区役所・支所等の行政機関と連携し、共助の取組として自家用有償旅客運送[交通空白地有償運送]又は無償運送を実施するなど、主体的に運送サービスの実施に取り組む地域団体等とする。

(補助要件)

第4条 補助金の交付を受けるためには、以下の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 当該地域において、地域共助による生活交通の確保が必要である旨の合意が形成されていること。

(2) 一定の運行頻度を確保し、地域の日常生活の移動手段として必要な運送サービスであると認められること。

(3) 路線バス等の公共交通機関の運行に配慮した運行計画となっていること。

- (4) 運行開始までに、交通管理者及び道路管理者等の関係者と必要な調整が調っていること又は調う見込みがあること。
  - (5) 安全対策、運転者の確保、運行管理、利用者向け案内等の事業運営を担う体制が整っており、持続的な運行が可能であると認められること。
  - (6) 乗車定員10人乗り以下の自動車を使用すること。
- 2 運送サービスを実施するに当たり、持続的な運行が可能かを検証するため、本格運行より前に実証運行を行うものとする。ただし、実証運行開始月から通算し36箇月を限度とする。

#### (補助対象経費等)

第5条 無償運送にあつては、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助上限額は、別表1に掲げるものとし、予算の範囲内で交付する。

- 2 自家用有償旅客運送にあつては、補助対象経費、補助率、補助上限額及び補助額は、別表2に掲げるものとし、予算の範囲内で交付する。
- 3 第1項及び第2項の規定に関わらず、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 4 第1項及び第2項に掲げる経費については、前条第1項の要件を満たしている場合、申請に基づき、別表に掲げる経費とは別に実証運行の開始日よりも前に予算の範囲内で交付することができる。補助金の交付決定後6箇月を経過しても運行が開始されない場合、市長は、当該補助事業者に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 5 消費税法の規定に基づき課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が補助対象者である場合は、補助対象経費に係る消費税相当額は補助対象費用に含めることができない。

#### (補助金の交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請を行おうとする地域団体等は、地域主体の生活交通確保補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとし、補助金の交付申請については、会計年度ごとに行うものとする。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 各経費の見積書等
- (3) 運行する路線が分かる地図
- (4) その他市長が必要と認める書類

#### (補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条による補助金の交付申請を受けたときは、申請が到達してから30日以内に補助金の交付の可否及び交付予定額を決定し、条例第12条第1項の規定に基づき、地域主体の生活交通確保補助金交付決定通知書（第3号様式）又は地域主体の生活交通確保補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付すことができる。

#### (申請の取下げ)

第8条 条例第13条の規定による申請の取下げを行おうとする補助対象者は、交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、地域主体の生活交通確保補助金交付申請取下書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更申請等及び通知)

- 第9条 補助対象者は、第7条の規定に基づき交付決定を受けた内容を変更又は中止（廃止）しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ地域主体の生活交通確保補助金交付決定変更承認申請書（第6号様式）又は地域主体の生活交通確保補助事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 前項の軽微な変更とは、補助事業の目的及び主たる内容以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないもの又は別表に掲げる経費それぞれにおいて変更が生じる補助金の額がいずれも交付予定額の20%以内の減額であるものをいう。
- 3 市長は、第1項による申請を承認したときは、地域主体の生活交通確保補助金変更交付決定通知書（第8号様式）又は地域主体の生活交通確保補助事業中止（廃止）承認通知書（第9号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は補助対象事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、地域主体の生活交通確保補助事業実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。
- (1) 事業実施報告書（第11号様式）
- (2) 補助対象事業に係る支出明細書及び領収書等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

- 第11条 市長は、補助対象者から前条による報告を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、地域主体の生活交通確保補助金額確定通知書（第12号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに地域主体の生活交通確保補助金支払請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

- 第13条 補助対象者は、補助事業を円滑に執行するために必要がある場合には、条例第21条第2項の規定により補助金の概算払を請求することができる。
- 2 前項に規定する補助金の概算払を請求しようとする補助対象者は、地域主体の生活交通確保補助金概算払請求書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の精算等)

- 第14条 前条の規定により補助金の概算払を受けたときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は補助対象事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、第10条に規定する書類を市長に提出するとともに、補助金の精算を行い、過払いについては、返納しな

なければならない。

(取得財産等の管理等)

第15条 補助対象者は、補助金で取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 補助対象者は、取得財産等について、条例第31条第1項に規定されている処分の制限を受けるものとする。

2 補助対象者は、条例第31条第1項に基づく市長の承認を受けようとするときは、地域主体の生活交通確保補助事業取得財産等処分承認申請書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

3 補助対象者は、取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部を市長に納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表1（第5条第1項）

無償運送における補助対象経費及び補助上限額は、次の費用とする。

	内容	補助上限額	
実証運行	(1) 車両調達及び付属設備の設置に係る経費	—	170万円
	(2) 保険料、車検費用及び自動車税等に係る経費		
	(3) 需要調査や利用促進に係る経費		
	(4) 安全対策に係る経費		
	(5) 燃料費	10万円	
	(6) その他運送主体の運営に係る経費	20万円	
本格運行	(1) 車両調達及び付属設備の設置に係る経費	—	150万円
	(2) 保険料、車検費用及び自動車税等に係る経費		
	(3) 需要調査や利用促進に係る経費		
	(4) 安全対策に係る経費		
	(5) 燃料費	10万円	
	(6) その他運送主体の運営に係る経費	20万円	

※ 他の補助金等の制度を併用する場合は、あらかじめその額を減じるものとする。

別表2（第5条第2項）

自家用有償旅客運送における補助対象経費、補助率及び補助上限額は次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助上限額
運行に係る必要経費	2/3	350万円

補助額は、次式によって算出して得られた額とする。ただし、運送の対価や他の補助金等の収入との合計が補助対象経費を上回らない額とする。

(補助対象経費×補助率 又は 補助上限額 のいずれか低い額)

+ 地域の状況に応じて運行の維持に必要と市長が認める額 (※)

- 地域公共交通確保維持改善事業の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

※ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく交通不便地域指定を受けた地域又は受ける見込みの地域において運行を行う場合に限る（ただし、後者において交通不便地指定を受けられなかった場合には、加算分の返還等を求める。）。

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名

## 地域主体の生活交通確保補助金交付申請書

地域主体の生活交通確保補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり、地域主体の生活交通確保補助金を申請します。

記

### 1 補助金交付申請額

金 円

### 2 関係書類

- （1）事業実施計画書（第2号様式）
- （2）各経費の見積書等
- （3）運行する路線が分かる地図
- （4）その他市長が必要と認める書類

## 事業実施計画書

### 1 運送の概要

#### （1）運送の種別

#### （2）路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
1				
2				
3				

#### （3）（路線が決まっていない場合）運送の区域

区 域	備 考

#### （4）事務所の名称及び住所

事務所の名称	住 所

#### （5）使用車両

	車 種	乗 車 定 員	所 有 形 態
1			
2			

#### （6）運送しようとする旅客の範囲

#### （7）（自家用有償旅客運送の場合）路線又は運送の区域ごとの対価の額

#### （8）（事業者協力型自家用有償旅客運送の場合）協力事業者の氏名又は名称及び住所

(9) 1便あたりの目標乗車人数

2 補助対象経費の内訳

(無償運送)

番号	内訳	補助対象経費 (単位：円)	補助金交付申請額 (単位：円)
①	車両調達及び付属設備の設置に係る経費		
②	保険料、車検費用及び自動車税等に係る経費		
③	需要調査や利用促進に係る経費		
④	安全対策に係る経費		
⑤	燃料費		
⑥	その他運送主体の運営に係る経費		
合 計			

(自家用有償旅客運送)

番号	内訳	補助対象経費 (単位：円)	補助金交付申請額 (単位：円)
①	車両調達及び付属設備の設置に係る経費		
②	保険料、車検費用及び自動車税等に係る経費		
③	需要調査や利用促進に係る経費		
④	安全対策に係る経費		
⑤	燃料費		
⑥	人件費		
⑦	その他運送に係る経費		
合 計			

### 3 収支予算書

#### (1) 収入の部

区分	予算額 (単位: 円)	備考
地域主体の生活交通確保補助金		
自己財源		
その他		
合 計		

#### (2) 支出の部

##### (無償運送)

区分	予算額 (単位: 円)	備考
補助対象経費		
その他運送に係る経費		
合 計		

##### (自家用有償旅客運送)

区分	予算額 (単位: 円)	備考
補助対象経費		

#### 4 運行管理・整備管理の体制

##### (1) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	委託	協力
1				
2				
3				

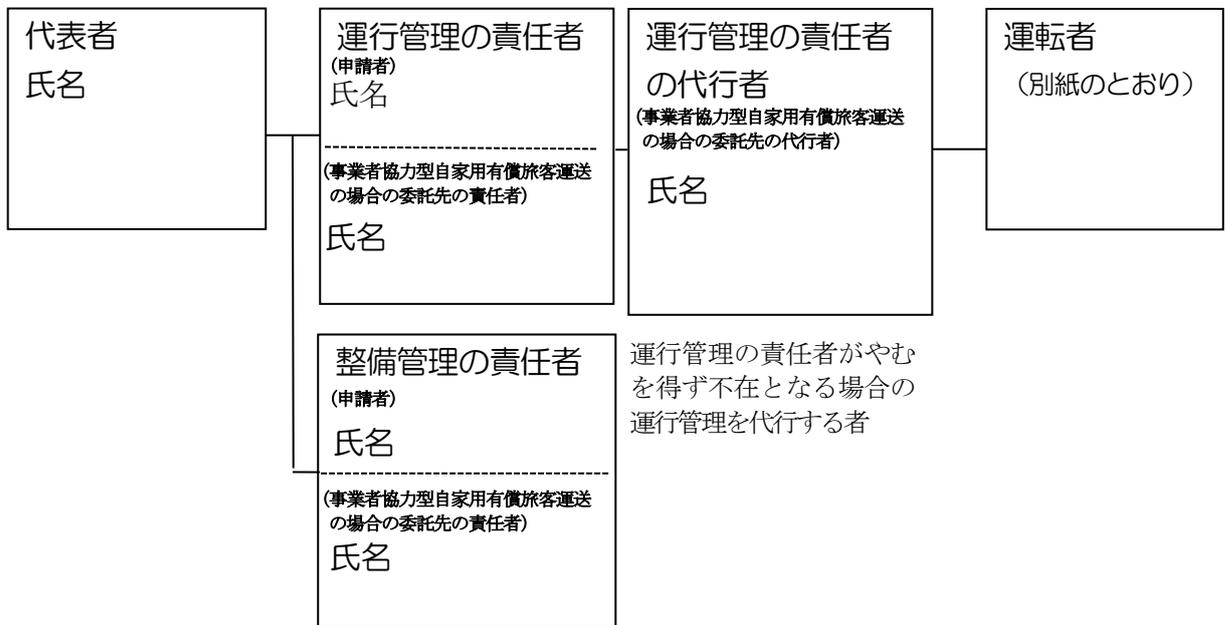
- ▶ 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- ▶ 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

##### (2) 整備管理の責任者の就任予定名簿

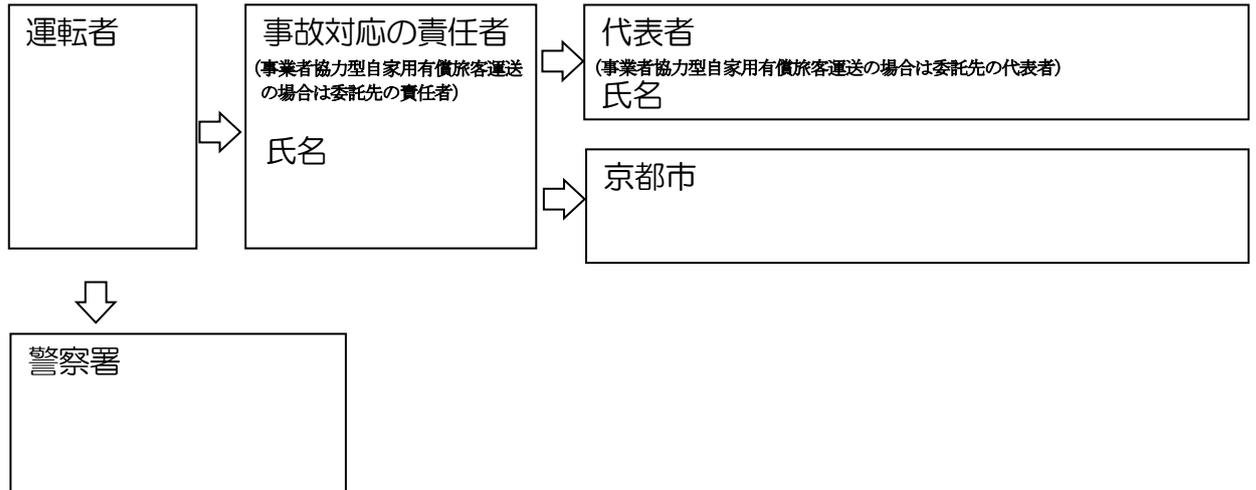
No	氏名	住所	協力
1			
2			
3			

- ▶ 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

##### (3) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## 5 事故処理連絡体制



## 6 苦情処理体制



## 7 運転者名簿

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種
9				種
10				種
11				種
12				種
13				種
14				種
15				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にとっては、国土交通大臣が認定する講習を受講すること。

様

京 都 市 長

### 地域主体の生活交通確保補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、地域主体の生活交通確保補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、地域主体の生活交通確保補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 補助対象経費

金 円

2 補助金交付予定額

金 円

3 交付の条件

第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長

### 地域主体の生活交通確保補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、地域主体の生活交通確保補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので、地域主体の生活交通確保補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

記

#### 不交付の理由

##### 《教示》

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名

### 地域主体の生活交通確保補助金交付申請取下書

年 月 日付けで交付決定のあった、地域主体の生活交通確保補助金について、下記のとおり交付の申請を取り下げたいので、地域主体の生活交通確保補助金交付要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

記

1 交付決定番号  
号

2 取下理由

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名

### 地域主体の生活交通確保補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった、地域主体の生活交通確保補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、地域主体の生活交通確保補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき申請します。

記

#### 1 変更内容

#### 2 変更理由

#### 3 その他必要な書類

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名

### 地域主体の生活交通確保補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった、地域主体の生活交通確保補助金に係る補助事業について、下記のとおり計画を中止（廃止）したいので、地域主体の生活交通確保補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき申請します。

記

#### 1 事業を中止（廃止）する理由

#### 2 中止予定期間又は廃止予定年月日

（中止予定期間） 年 月 日 から 年 月 日まで

（廃止予定日） 年 月 日

#### 3 その他必要な書類

第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長

### 地域主体の生活交通確保補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、地域主体の生活交通確保補助金に係る計画変更承認申請について、下記のとおり承認し、補助金の交付内容を変更することを決定したので、地域主体の生活交通確保補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき通知します。

記

#### 1 変更交付決定の内容

#### 2 交付の条件

第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長

### 地域主体の生活交通確保補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、地域主体の生活交通確保補助金に係る中止（廃止）承認申請について、下記のとおり承認することを決定したので、地域主体の生活交通確保補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき通知します。

#### 記

#### 1 中止（廃止）対象事業

年 月 日付け 第 号で交付決定した上記地域主体の生活交通確保補助事業中止（廃止）承認申請書に記載の事業

#### 2 中止（廃止）の期日（期間）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名

### 地域主体の生活交通確保補助事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった、地域主体の生活交通確保補助金に係る補助事業について、地域主体の生活交通確保補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

#### 《関係書類》

- 1 事業実施報告書（第11号様式）
- 2 補助対象事業に係る支出明細書及び領収書等
- 3 その他市長が必要と認める書類

事業実施報告書

1 事業実施結果

実施期間		
実施区間の 詳細	対象区間	～
	運行距離	km
	運行便数	便
乗車人数	(累計)	人、(1便あたり) 人
目標達成の 状況		
今後の運行等		

## 2 補助金の額

(無償運送)

内訳	補助対象経費 (単位：円)	補助金の額 (単位：円)
①車両調達及び付属設備の設置に係る経費		
②保険料、車検費用及び自動車税等に係る経費		
③需要調査や利用促進に係る経費		
④安全対策に係る経費		
⑤燃料費		
⑥その他運送主体の運営に係る経費		
合 計		

(自家用有償旅客運送)

内訳	補助対象経費 (単位：円)	補助金の額 (単位：円)
①車両調達及び付属設備の設置に係る経費		
②保険料、車検費用及び自動車税等に係る経費		
③需要調査や利用促進に係る経費		
④安全対策に係る経費		
⑤燃料費		
⑥人件費		
⑦その他運送に係る経費		
合 計		

### 3 収支決算書

#### (1) 収入の部

(単位：円)

区分	決算額 (上段：交付申請時の額 下段：実績額)	備考
地域主体の生活交通確保補助金		
自己財源		
その他		
合 計		

#### (2) 支出の部

(単位：円)

##### (無償運送)

区分	決算額 (上段：交付申請時の額 下段：実績額)	備考
補助対象経費		
その他運送に係る経費		
合 計		

##### (自家用有償旅客運送)

区分	決算額 (上段：交付申請時の額 下段：実績額)	備考
補助対象経費		

第12号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長

### 地域主体の生活交通確保補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、地域主体の生活交通確保補助金に係る補助事業について、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、地域主体の生活交通確保補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

記

補助金交付確定額  
金

円

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名

地域主体の生活交通確保補助金支払請求書

年 月 日付けで交付額の確定の通知があった、地域主体の生活交通確保補助金について、地域主体の生活交通確保補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

（あて先）京都市長

請求者住所

請求者氏名（代表者）

振込先金融機関名	銀行
	支店
預金種目	
口座番号	
（フリガナ）	
口座名義	

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名

### 地域主体の生活交通確保補助金概算払請求書

年 月 日付けで交付決定があった、地域主体の生活交通確保補助金について、地域主体の生活交通確保補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

（あて先）京都市長

請求者住所

請求者氏名（代表者）

振込先金融機関名	銀行
	支店
預金種目	
口座番号	
（フリガナ）	
口座名義	

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名

### 地域主体の生活交通確保補助事業取得財産等処分承認申請書

地域主体の生活交通確保補助金の交付を受けた補助事業に係る取得財産等を処分したいので、地域主体の生活交通確保補助金交付要綱第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 取得財産等の明細

2 処分の理由

3 その他必要な書類